

## 苦情申立てを受理した場合の公示方法について

平成 7年12月26日

政府調達苦情検討委員会委員長決定

平成11年 1月14日改正

平成12年 7月21日改正

平成13年 3月 5日改正

平成20年 1月11日改正

平成26年 3月 7日改正

平成27年 4月 1日改正

令和元年12月19日改正

「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日政府調達苦情処理推進会議決定）5. (6)に基づき、「苦情申立てを受理した場合の公示方法について」を次のとおり定める。

### 1. 公示方法

政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、次の各号に該当する方法にて公示を行う。

- ①官報
- ②内閣府入札公告掲示板（内閣府庁舎1階）
- ③内閣府大臣官房総務課報道室情報閲覧窓口
- ④インターネット内閣府ホームページ

### 2. 公示形式

委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、次の各号に該当する項目について公示を行う。

- ①苦情の申立てのあった日
- ②苦情番号
- ③苦情申立人（匿名も可）
- ④苦情に係る調達機関名及び調達物品名・サービス名
- ⑤苦情の概要
- ⑥苦情処理手続への参加を希望するものが委員会へ通知しなければならない期日